

平成20年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第5号 政務調査費返還代位請求事件

口頭弁論終結日 平成20年1月9日

判 決

栃木県鹿沼市

原 告

訴訟代理人弁護士

飯 田 正 剛

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

被 告

鹿沼市長 阿部和夫

訴訟代理人弁護士

谷 田 容 一

主 文

- 1 被告は、鹿沼市議会の会派である自民党クラブに対し、42万6070円の支払を請求せよ。
- 2 被告は、鹿沼市議会の会派である民主市民ネットワークに対し、3万9050円の支払を請求せよ。
- 3 被告は、鹿沼市議会議員である大貫武男に対し、1万7800円の支払を請求せよ。
- 4 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、鹿沼市議会の会派である自民党クラブに対し、43万6395円及びこれに対する平成19年3月8日から支払済まで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、鹿沼市議会の会派である民主市民ネットワークに対し、3万9050円

0円及びこれに対する平成19年3月8日から支払済まで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

- 3 被告は、鹿沼市議会議員である大貫武男に対し、3万0800円及びこれに対する平成19年3月8日から支払済まで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、鹿沼市の住民である原告が、鹿沼市から平成17年当時の鹿沼市議会内の会派である明政クラブ、自由クラブ、自民党クラブ、民主市民クラブ及び市民クラブ（以下「本件各会派」という。）に交付された同年度の政務調査費のうち、本件各会派が会議費名目にて支出計上した金額は、いずれも湯茶、食事代等に使用されたものであり、政務調査費の目的外使用で違法であるとして、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、被告に対し、本件各会派の承継人らに不当利得の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することを求めた事案である。

- 1 争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実（証拠を摘示しない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、鹿沼市の住民である。

イ 被告は、鹿沼市の市長である。

ウ 平成17年11月15日当時、明政クラブ（当時の所属議員7名）、自由クラブ（同3名）及び創政会（同5名）は、鹿沼市議会議員により構成される会派であったが、同日いずれも解散し、これらの3会派に所属していた議員15名により自民党クラブが結成された。これにより、上記3会派の権利義務は、自民党クラブに承継された。

また、民主市民クラブは、平成17年当時、鹿沼市議会の会派であったが、平成19年9月の鹿沼市議会議員改選後に、名称を民主市民ネットワ

一クに変更した。

市民クラブは、平成17年当時、鹿沼市議会の会派であったが、平成19年9月の鹿沼市議会議員改選後に解散し、無所属となった大貫武男がその権利義務を承継した。

(2) 政務調査費に関する関係法令等

ア 法100条

第13項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

第14項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

イ 鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第2号、平成16年条例第16号。以下「本件条例」という。甲1）

1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、鹿沼市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2条（交付対象）

政務調査費は、鹿沼市議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

5条（使途基準）

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

6条（経理責任者）

会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

7条（収支報告書の提出）

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

政務調査費収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、その解散の日から30日以内に政務調査費収支報告書を提出しなければならない。

8条（政務調査費の返還）

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、その残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

10条（委任）

この条令に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

ウ 鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第

10号。以下「本件条例施行規則」という。甲1）

5条（使途基準）

条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

別表第1（第5条関係）

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派において、市政に関する調査研究及び所属議員を対象とする講習会、視察等に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費、通信費、消耗品費その他事務執行上必要とする経費
資料作成費	会派における調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派における調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派における調査研究活動に必要な経費

（以下、本件条例施行規則5条・同別表第1による政務調査費の使途基準を「本件使途基準」という。）

7条（会計帳簿等の整理保管）

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

2 前項に規定する領収書等の証拠書類のうち、やむを得ない理由により相手方に要求できないものについては、当該会派の代表者の支払証明書をもって代えることができるものとする。

エ 鹿沼市議会の各会派幹事会は、平成15年2月24日、政務調査費の使

途及び運用基準（以下「本件運用基準」という。）として、以下の案を了承した（乙1の1，2）。

項目	会議費
内容	会派における各種会議に要する経費，通信費， 消耗品費その他事務執行上必要とする経費
交付対象となるもの	会場借上費，機材借上げ費，印刷費等 コーヒー，茶菓子代等
交付対象とならないもの	会議に伴う食費以外の飲食費，宿泊費 （会議費以外のものについては省略）

(3) 政務調査費の交付

被告は、本件条例に基づき、平成17年度の政務調査費として、明政クラブに対し223万2000円、自由クラブに対し86万4000円、自民党クラブに対し223万2000円、民主市民クラブに対し176万4000円、及び市民クラブに対し86万4000円をそれぞれ交付した。

(4) 本件各会派は、交付された上記政務調査費のうち、別表の「金額」欄記載の金員を、同表「年月日」、「時間帯」、「場所」欄記載の日時場所における同表「会議議題」欄記載の会議の際の同表「食事等の内容」欄記載の食事等の代金として支出した（甲2ないし6，乙2の2ないし6。以下、市民クラブが平成17年6月23日及び同年10月4日にそれぞれ支出した資料代を「本件各資料代」といい、明政クラブが平成17年9月29日に、自民党クラブが同年12月4日、平成18年2月21日及び同年3月8日に、それぞれ支出した茶菓子代を「本件各茶菓子代」といい、これら以外の食事代名目の支出を「本件各食事代」といい、「本件各資料代」、「本件各茶菓子代」及び「本件各食事代」を併せて、「本件各支出」という。).

(5) 原告は、平成18年12月21日、鹿沼市監査委員に対し、法242条1項に基づき、本件各支出が法、本件条例及び本件条例施行規則に違反し、違

法であるとして住民監査請求を行ったが、鹿沼市監査委員は、平成19年2月13日付けで、原告の上記監査請求を棄却した（甲8）。

(6) 原告は、平成19年3月2日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

2 争点及びこれについての当事者の主張

本件の主たる争点は、本件各支出が、本件使途基準に違反し、政務調査費の目的外使用にあたるか否かである。

(1) 原告の主張

ア 本来、政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費として使用すべきものであり、会派の会議に使用すべきものではない。したがって、本件各支出は、法100条13項の「議員の調査研究に資するため必要な経費」とはいえず、同条項に違反する。また、本件各支出は、本件使途基準にいう会議費にも該当せず、本件条例に違反する。

イ 会派が政務調査費を会議費として使用し、それが事務執行上必要であったといえるためには、以下の要件を具備することが必要であると解すべきである。

(ア) 当該会議と市政との関連性及び必要性について、会派として意思統一が図られ、会派から会議に出席する議員に対し、指示が出されること。

(イ) 会派からの要請に応える内容を記載した報告書の提出があること。

(ウ) 会派内に分野別に報告書をまとめたファイルを備え置き、会議によって得られた情報を内部蓄積し、関係議員がそれを閲覧して活用でき、政務調査費交付の事前審査にも役立てられるような仕組みが作られていること。

(エ) 会派としてのその後の活動に役立てられたこと。

しかしながら、本件各会派は、上記(ア)についての事前審査を一切行っておらず、その結果、会派に提出される報告書は不十分なものに止まり、報告書の備置きやそれを閲覧に供することも行われていない。

したがって、本件各支出は、いずれも上記要件を備えておらず、事務執行上必要であったということはできないので、本件使用基準に反し、違法である。

ウ 仮に、上記イの要件が要求されないとしても、本件各支出は、以下の理由により、本件使用基準に反し、違法である。

本件各支出は、いずれも飲食経費であるほか、会議が行われた場所は、その性格等に照らして、区政に関する会議を行うにはおよそ不向きな場所である。また、本件各会派は、飲食経費の支出を繰り返しているが、このような支出態様に照らすと、本件各支出は、飲酒、交際又は遊興を主たる目的として、すなわち市議会議員としての交際の一環その他私的な動機に基づいてなされたものとするほかにない。したがって、本件各支出は、本件使用基準にいう会議費にはあたらず、本件使用基準に反し、違法である。

エ また、鹿沼市議会の各議員は、会派に支給される政務調査費とは別に、歳費として相当額の支給を受けており、日常的な飲食経費や議員としての交際経費は、この歳費によってまかなうことが予定されているのであるから、政務調査費から本件各支出を行うことは、本件条例に反し、違法である。

わずかに本件各資料代が飲食関係以外のものであるが、それぞれの日の会議録には、当該資料に関する記載は一切なく、これらが資料購入費であると認めることはできない。

オ 市民クラブの議会対策会議は、調査研究ではなく、議員の政治活動であり、政務調査費の目的外使用であるから、法100条13項及び本件条例5条に違反する。

カ 被告は、後記のとおり、本件運用基準を引用し、これによれば、会議費の交付対象になるものとして「コーヒー、茶菓子等」が挙げられており、会議費の交付対象にならないものとして「会議に伴う食費以外の飲食費、

宿泊費」が挙げられていることから、会議に伴う食事代は本件使途基準に適合すると主張する。

しかし、本件運用基準は何ら法的拘束力を有するものではなく、これを理由として本件各支出が本件使途基準に適合するということとはできない。

また、そもそも本件運用基準は、①会議の交付対象になるものとして、なにゆえに「コーヒー、茶菓子等」ではなく、「会議に伴う食費、コーヒー、茶菓子等」と明記されていないのか、不明確、不明瞭であるばかりか、②本件施行規則が規定する「会議に要する経費、通信費、消耗品費その他の事務執行上必要とする経費」として、「コーヒー、茶菓子等」が含まれるとするのは、不自然かつ不合理であり、合理性、必要性を欠くものである。

したがって、本件運用基準を理由に、本件各支出が本件使途基準に適合するということとはできない。

(2) 被告の主張

本件各支出が行われた各会議は、本件各会派が市議会の会議に向けての打ち合わせ、市議会の会議に関する反省、調査研究活動についての打ち合わせ、調査研究結果の検討などのために行ったものであり、会議費として食事代が必要になったのは、会派の所属議員等が集まりやすい時間帯として、会議を昼時あるいは夕刻に開催することが多かったからである。

会議をいつ、どこで、どのような形で行うかは、各会派が、他のいかなる公権力等の規制も受けることなく、その自由な判断により決すべきことであるところ、政務調査費を「会派における各種会議に要する経費、通信費、消耗品費その他事務執行上必要とする経費」に充てることは、本件条例が許容しているのであるから、会議の必要経費としていかなるものを支出するかということも、基本的には各会派の裁量に属する事柄と考えるべきである。なお、本件運用基準は法的拘束力を有するわけではないが、本件運用基準が、

交付対象になるものとして「コーヒー、茶菓子代等」、交付対象にならないものとして「会議に伴う食費以外の飲食費、宿泊費」と定めており、会議に伴う食事代は本件使途基準に適合するものとして運用がなされてきたことから、本件運用基準の下で、各会派が、会議に伴う食事代として、適正妥当な金額を政務調査費から支出することは、上記裁量の範囲内と考えるべきである。

このことに照らせば、本件各支出のうち、茶菓子代や資料代にかかる各支出が違法でないことはもとより、それ以外の食事代にかかる各支出についても、昼時又は夕刻に行った会議における食事代として適正妥当な金額を超えるものではなく、上記裁量の範囲内にあるというべきであって、これらの各支出に上記裁量の逸脱又は濫用があり違法であったということはできない。

第3 争点に対する判断

- 1 政務調査費について定めた前記関係法令等は、地方行政全般について重要な役割を担う地方公共団体の議会の構成員である議員の調査研究、研鑽等の調査活動の基盤を充実させる観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費を適正な範囲内で地方公共団体が助成することとしたものである（法100条12項及び13項）。

これを受けて、鹿沼市においては、本件条例により、市議会の会派に対し政務調査費を交付し（同2条）、会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない（同5条）と規定し、さらに、本件条例施行規則により、本件条例に規定する政務調査費の使途基準として、研究研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、その他の経費の5項目に分類した上、それぞれにつき、経費として認められるものの内容を定めている。また、本件条例により、会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない（同6条）とし、会派の経理責任者に政務調査費収支報告書の作成、会計帳簿の作成及び領

収書等の証拠書類の保管を義務付けている（同7条1項，本件施行規則7条1項）。

このように，法及び本件条例が，政務調査費の支出について，市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充てることを禁止するとともに，経理責任者を置いて収支報告書の作成等を義務付けているのは，政務調査費が市民の税金から交付される公金であることに鑑み，財政の健全な運用及び市民に対する説明責任の観点から，政務調査費の支出について，その適正を確保する趣旨によるものと解される。

他方，地方公共団体の議会の権能は広範にわたることから，その適正な行使に関与することとなる議員にも多岐にわたる調査研究活動が要請され，これを達成するために議員個人として活動するだけでなく，ある程度意見を共通にする他の議員と会派を結成し，会派として市政に関連する様々な事柄について調査研究をしたり，また市民の意思を集約し，これを市政に適切に反映させていくために会派内で意思統一を図る等の目的で会派で会議を行うことも議員の調査研究活動として当然に認められるというべきである。原告は，本来，政務調査費は，議員の調査研究に資するため必要な経費として使用すべきものであり，会派の会議に使用すべきものではない旨主張するが，上記のとおり，議員が会派における会議を通じ，市政に関する調査研究活動を行うことも認められるのであるから，会派の会議における支出も，事務執行上必要とする経費である限り，政務調査費として認められるべきであり，原告の上記主張は採用することができない。

また，原告は，会派が政務調査費を会議費として使用し，それが事務執行上必要であったといえるためには，当該会議と市政との関連性及び必要性について，会派として意思統一が図られ，会派から会議に出席する議員に対し，指示が出されることなど原告主張の要件を具備することが必要である旨主張する。確かに，一般に会派は意見や政策を共通にする議員により構成されるものでは

あるが、会派に所属する議員全員がすべての市政上の課題について必ずしも同一の意見や政策を共有しているものではないから、会派に所属する議員による調査研究活動は、常に会派内で意思統一が図られ、会派からの具体的指示に基づいて行われるものばかりではなく、所属議員各自の意見に基づく判断で市政に関する課題について調査研究活動を行うこともあり得るのであり、このことからすれば、調査研究活動の一部である「会派における各種会議」に、会派内で意思統一が図られ、会派から会議に出席する議員に対し、指示が出されるものに限定するなどの原告主張の要件を付すべき理由はない。よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

以下、本件各支出が政務調査費の目的外使用にあたるか否かについて判断する。

2 本件各資料代について

- (1) 証拠（甲6、乙2の6、乙5の1及び2、乙6の1及び2）によれば、市民クラブ所属議員である大貫武男及び大島久幸は、平成17年6月23日午後5時から同7時までの間、鹿沼市万町909-1所在のあおきにおいて、議会反省会議を行い、外部に作成を委託した資料（環境問題、介護事業、市街化調整区域の取扱いに関するもの）を参照しながら、環境問題、介護事業、市街化調整区域の取扱いなどについて話し合い、その際、場所代及び食事代として合計3000円、資料代として合計7000円を政務調査費から支出したこと、同人らは、同年10月4日午後6時から同8時までの間、鹿沼市日吉町603所在の角館において、議会对策会議を行い、外部に作成を委託した資料（有害鳥獣問題、防災対策事業、談合問題に関するもの）を参照しながら、有害鳥獣問題、防災対策事業、談合問題などについて話し合い、その際、場所代及び食事代として合計3000円、資料代として合計6000円を政務調査費から支出したことが認められる。

これらの機会における食事代が本件用途基準に反しないかはひとまず措く

として、本件各資料代について検討するに、会派の所属議員同士が食事をしながら、市政についての会議を行うことはあり得ることであるところ、これらの機会に使用された資料は、環境問題、介護事業、市街化調整区域の取扱い、有害鳥獣問題、防災対策事業、談合問題に関する参考資料というのであるから、資料として不相当な内容のものではない。そうすると、本件各資料代は、会議を行う上で必要かつ相当な経費であり、本件使途基準にいう「事務執行上必要とする経費」と認められ、政務調査費の目的外使用とは認められない。

(2) 原告は、市民クラブの議会対策会議は、調査研究ではなく、議員の政治活動であり、政務調査費の目的外使用であるから、法100条13項及び本件条例5条に違反する旨主張するが、市民クラブが別表記載の日時に行った会議では、環境問題、介護事業、防災対策なども話し合われており、調査研究も行われていると認められるので、原告の上記主張は採用しない。

(3) したがって、本件各支出のうち、市民クラブが支出した本件各資料代1万3000円についての原告の請求は認められない。

3 本件各茶菓子代について

本件使途基準は、会議費として支出することができるものとして、会派における各種会議に要する経費、通信費、消耗品費その他事務執行上必要とする経費と規定しているところ、現在のわが国にあっては、会議において湯茶や茶菓子を提供することがまま行われており、これらは喉を潤したりするだけでなく、円滑な議論や活発な意見交換を促す効果も否定できないことから、湯茶及び茶菓子代も、会議の目的、場所が適切なものであり、社会通念上相当な金額の範囲にとどまる限りにおいては、会議に必要な経費として認められるというべきである。

本件各茶菓子代は、別表記載のとおり、議員控え室において会議を行う際に、いわゆる茶菓子として用意されたものであり、一人当たりの単価も97円から

280円の間であるから、会議の目的、場所として不適切なものではないと考えられ、金額的にも社会通念上相当な範囲にとどまるものであるといえる。したがって、本件各茶菓子代は、会議に必要な経費として認められるのであって、本件使途基準に違反するものではなく、政務調査費の目的外使用とは認められない。

したがって、本件各支出のうち、本件各茶菓子代（明政クラブ940円、自民党クラブ9385円の合計1万0325円）についての原告の請求は認められない。

4 本件各食事代について

(1) 前記のとおり、本件使途基準は、会議費として使用できる費用を会議を行う上で必要かつ相当な経費とするのであるが、その文言からも、原則として会議における食事代を含めることはできないといわざるを得ない。もっとも、市議会議員は、市民からの付託を受け、市政のために広く調査研究することが求められているのであるから、その調査研究の一環として関係者との会食等を要する場合も考えられ、その際、会議の場所として市議会の会議室以外の場所を使用して、当該場所使用料の代わりに飲食代を要する場合もあり得るところであり、また、会食が、関係者との意見交換を食事の席で行うことにより意見交換を円滑に行うというコミュニケーションの手段としての効用を有していることも否定できないところではあるが、本来、飲食というのは個人の欲求を満たすためのものという色彩が強いものであることからすれば、わざわざ公金を使って飲食を伴う会議を行わなければならないほどの効用があるかは疑問である上、このような使用方法を市民に対して説明して、市民の理解を得るのは困難であるといわなければならない。

そこで、政務調査費を湯茶、茶菓子の域を超えて食事代として使用することができるためには、調査研究及び当該会議の目的、その内容、当該飲食の時間帯、場所、飲食物、並びにこれらと調査研究及び当該会議の目的、内容

との関連性等を考慮した上で、当該会議において食事代を支出することが特に必要であると認められる事情がある場合に限られるというべきである。

- (2) これに対して、被告は、会議をいつ、どこで、どのような形で行うかは、各会派が、他のいかなる公権力等の規制も受けることなく、その自由な判断により決すべきことであるところ、政務調査費を「会派における各種会議に要する経費、通信費、消耗品費その他事務執行上必要とする経費」に充てることは、本件条例が許容しているのであるから、会議の必要経費としていかなるものを支出するかということも、基本的には各会派の裁量に属する事柄と考えるべきであると主張する。確かに、会議の開催時期、場所、内容は、各会派の自由な判断により決すべきことであり、会議の必要経費として具体的にどのような経費が必要になるかについては、会派の裁量に属する事柄ではあるが、それはあくまで会議の事務執行上必要と認められる経費についてであり、そもそも会議の事務執行上必要と認められない経費についてまで、会派の裁量を理由として政務調査費からの支出を認めることはできないというべきであり、被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、本件運用基準が、交付対象になるものとして「コーヒー、茶菓子代等」、交付対象にならないものとして「会議に伴う食費以外の飲食費、宿泊費」と定めており、会議に伴う食事代は本件使途基準に適合するものとして運用がなされてきたことから、本件運用基準の下で、各会派が、会議に伴う食事代として、適正妥当な金額を政務調査費から支出することは、上記裁量の範囲内と考えるべきであると主張する。しかし、本件運用基準は、交付対象になるものとして「コーヒー、茶菓子代等」と定めた上で、交付対象にならないものとして「会議に伴う食費以外の飲食費、宿泊費」と定めていることからすれば、ここにいう「会議に伴う食費」とは、「コーヒー、茶菓子代等」を指すと解すべきであり、このように解することによって、本件運用基準は、本件使途基準に適合したものであるということが出来る。した

がって、特に必要な事情が認められない場合にまで食事代を会議費に含めることは、本件使途基準に反するのみならず、本件運用基準にも反するというべきであって、被告の上記主張は採用できない。

- (3) そこで、本件各会派の本件各食事代にかかる各支出について検討するに、いずれも会議の目的自体が不当なものであるとはいえないものの、飲食の時間帯、場所、飲食物などは一般的な食事を行うときのものと変わりがなく、調査研究や市民との意見交換のために食事が特に必要であったという事情はうかがえず、調査研究及び当該会議の目的、内容との関連性等からして、当該会議において特に食事が必要であったとは認められない。被告は、関係者が集まりやすい時間を選んだら昼食時又は夕食時になったなどと主張するが、このような事情だけでは、当該会議において食事代を支出することが特に必要であったということはできない。

したがって、上記各食事代の支出は、本件使途基準に反するものであり、政務調査費の目的外使用にあたるというべきである。なお、本件各食事代にはコーヒー代も含まれているが、これは食事に付随して提供されたものであるから、上記湯茶や茶菓子代と異なり、食事代に含めるべきである。

- 5 原告は、被告に対し、本件各会派の承継人らに本件使途基準に反して支出された政務調査費の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求めているところ、本件各会派が、本件各支出のうち本件使途基準に反して違法となる部分について、不当利得として返還請求を受けこれにつき遅滞に陥ったことを認めるに足りる証拠はなく、上記部分にかかる利益を受けるにつき悪意であったとの主張立証はないから、本件各会派は、遅延損害金についての支払義務を負うものとはいえない。

第4 以上の次第で、原告の請求は、明政クラブ及び自由クラブの権利義務を承継し自らも本件各支出の一部を行った自民党クラブに対するもののうち本件各茶菓子代1万0325円を減じた42万6070円について、民主市民クラブか

ら名称変更された民主市民ネットワークに対する3万9050円全額について、市民クラブの権利義務を承継した大貫武男に対するもののうち本件各資料代1万3000円を減じた1万7800円について、被告が本件各会派に支払を請求するよう求める限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がない。よって、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 柴 田 秀

裁判官 今 井 攻

裁判官 近 藤 義 浩

年月日	時間帯	場所	会議議題	出席者数	金額(円)	一人当たり(円)*	食事等の内容
平成17年4月22日	16:00 ～17:30	田中屋	横浜市役所視察について 臨時議会について その他	8	7,700	962	そば等
平成17年5月15日	18:30 ～20:30	土用亭	市民との意見交換 その他	19	42,000	2,210	さしみ定, うなぎ, その他
平成17年6月5日	18:30 ～20:30	土用亭	市民との意見交換 その他	18	42,000	2,333	さしみ, うなぎ, 天ぷら, その他
平成17年7月7日	11:00 ～13:30	控室及び そば店	堆肥化センターについて 合併について その他	8	8,580	1,072	そば等
平成17年8月1日	18:30 ～20:30	土用亭	市民との意見交換 その他	19	42,000	2,210	さしみ定食, うなぎ, その他
平成17年8月19日	11:30 ～13:30	金比羅 そば店	9月定例会について 衆院選挙について その他	8	5,390	673	そば等
平成17年9月12日	18:30 ～20:30	吉吉	市民との意見交換 その他	17	35,000	2,058	さしみ, 天ぷら, その他
平成17年9月26日	18:30 ～21:00	いな穂	衆院選反省 本会議について その他	8	14,580	1,822	天ぷら定食, そ その他
平成17年9月29日	11:00 ～13:30	控室	9月定例会について 市民との意見交換会について その他	8	940	117	茶菓子類
平成17年10月2日	18:30 ～20:30	みしま	市民との意見交換 その他	18	35,400	1,966	さしみ定食, 天ぷ ら等
平成17年10月11日	10:00 ～13:30	控室及び 佐野屋そ ば	平成18年度予算要望について 検討 行政視察について その他	7	1,370 4,550	195 650	そば類
平成17年11月3日	18:30 ～20:30	みしま	市民との意見交換 その他	17	33,880	1,992	さしみ定食, 天ぷ ら等
平成17年11月24日	10:00 ～12:30	控室及び そば店み たか	12月定例会について 自民党クラブ結成その後につい て その他	7	7,510	1,072	そば等
平成17年11月29日	11:30 ～13:00	和食処わ	12月定例会について 栗野地区増員選挙について その他	7	5,940	848	和食膳

* 小数点以下切り捨て。

年月日	時間帯	場所	会議議題	出席者数	金額(円)	一人当たり(円)*	食事等の内容
平成17年5月30日	10:30～	割烹花月	議員の議場における発言とその責任について 常任委員会の組織について、権限について	3	3,000	1,000	弁当(焼魚)
平成17年6月27日	10:30～	割烹花月	特別委員会の活動について 決算委員会の発言について	3	6,050	2,016	弁当(刺身)
平成17年7月8日	10:30～	割烹花月	一般質問の内容について及び一問一答方式について 7月14日～16日までの視察研修の内容について	3	4,200	1,400	弁当(焼魚)
平成17年8月26日	10:30～	割烹花月	9月定例会について	3	6,200	2,066	弁当(刺身)
平成17年9月28日	10:30～	割烹花月	9月定例会について	3	5,200	1,733	弁当(天ぷら)
平成17年10月28日	10:30～	割烹花月	防災に対する取組状況はどうか 他市の取組状況はどうか	3	6,450	2,150	弁当(刺身)
平成17年11月18日	10:30～	割烹花月	防災に対する取組状況はどうか 他市の取組状況はどうか	3	5,260	1,753	弁当(天ぷら)

* 小数点以下切り捨て。

年月日	時間帯	場所	会議議題	出席者数	金額(円)	一人当たり(円)*	食事等の内容
平成17年12月4日		3控室	12月定例会質問について その他	16	2,980	186	茶菓子類
平成17年12月21日	18:30 ~20:30	みしま	自民党クラブ運営について その他	3	6,200	2,066	さしみ, 天ぷら 等
平成18年1月17日	18:00 ~20:00	あさや	自民党クラブ全体会議について 栗野地区増員選挙について その他	3	6,050	2,016	うなぎ等
平成18年1月31日	18:00 ~20:30	きん太	栗野地区増員選挙について 今後の活動について その他	17	37,250	2,191	さしみ, 揚げ物, 天ぷら等
平成18年2月21日		3控室	3月定例会について その他	17	4,755	279	茶菓子等
平成18年3月8日		3控室	先進地視察について その他	17	1,650	97	茶菓子等
平成18年3月12日	18:30 ~20:30	土用亭	新人2名を加え今後の活動につ いて その他	17	42,000	2,470	さしみ, 天ぷら, うなぎ等
平成18年3月16日	11:30 ~13:00	そば処 野点庵	定例会について 先進地視察について その他	6	6,750	1,125	そば類
平成18年3月20日	11:30 ~13:00	市内西茂 呂みたか	新年度に向けて意見交換 先進地視察について その他	6	5,560	926	そば等

* 小数点以下切り捨て。